

大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金 事業概要

1. 事業の目的

市内宿泊施設の競争力強化と魅力向上を図るため、原油価格・物価高騰やコロナ禍において、宿泊事業者が取り組む今後の観光・宿泊需要に対応するための取り組みを支援するもの。

2. 補助の対象となる事業

宿泊施設の、環境に配慮した省エネ化、災害対策・安全機能の強化、感染症対策強化、デジタル化、バリアフリー化、外国人観光客受入強化、その他、競争力強化と魅力向上に資する施設の改修および機器の購入等の取り組み。

※具体的な事例は、3ページ「8. 補助対象経費」を参照。

3. 補助対象者

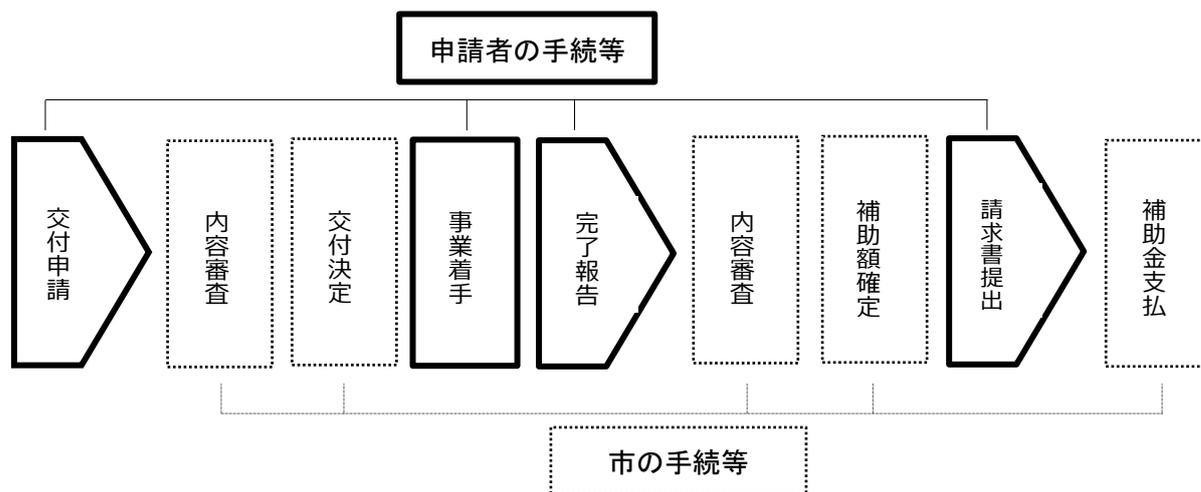
旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を行う事業者。ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。

4. 補助対象施設

補助対象者が営み、大牟田市内にある宿泊施設。

補助対象者が複数の施設を運営する場合は、施設ごと(旅館業許可証ごと)に申請が可能です。

5. 交付申請から補助金支払いまでの流れ



※交付決定前に着手された事業は、補助対象になりません。

※交付決定後に概算払請求を行うこともできます。

6. 交付申請手続きについて

(1) 交付申請について

①受付期間

令和5年2月20日(月)～5年12月15日(金)

②提出先

・申請書類を観光おもてなし課(本庁舎3階)へ提出してください。

③申請書類(下記の大牟田市ホームページからダウンロードしてください。)

[トップ画面](#)→[市政](#)→[観光](#)→[観光基本計画](#)→[大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助金](#)

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書(様式第2号)
- ・補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し
- ・施設改修を行う場合の施工前写真
- ・機器購入をする際のカatalog等内容を確認できるもの
- ・旅館業許可証の写し
- ・市税の滞納のない証明書

※市税に係る徴収猶予を申請している場合は決定通知の写しをご提出ください。

※審査のため、上記のほか、事業内容が確認できる資料等のご提出をお願いする場合があります。

(2) 申請受付後の流れ

- ①申請受付後、本事業に係る補助対象者であるかを確認します。
- ②実施する取り組みの内容が本事業の目的に沿うものであるか、申請内容を審査します。
- ③交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。なお、審査の結果、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
※申請から交付決定まで2週間～3週間程度時間を要します。
※補助金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ④事業終了後に提出される完了報告書に基づき、最終的な補助金額を確定します。
(詳細は、4ページ「11. 完了報告書の提出」を参照。)

7. 補助率及び補助上限額

1施設あたり補助対象経費(税抜)の5分の4以内(補助上限額:200万円)

※上記のとおり算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

8. 補助対象経費

次の①～⑦に関する施設の改修および機器の購入等にかかる費用

補助対象経費の分類	主な事例
①環境に配慮した省エネ化	<ul style="list-style-type: none"> ・性能の優れた省エネ設備への更新(照明・空調・ボイラー等) ・プラ素材製品からバイオマス素材製品への転換 ・節水型シャワーヘッドの導入
②災害対策・安全機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者が被災した際に必要なもの (ポータブル電源、懐中電灯、ヘルメット等) ・宿泊施設の防災対応力強化に必要なもの (非常用電源、止水板等) ・帰宅困難者等の受入に必要なもの (毛布、簡易ベッド、段ボール間仕切り等) ・携帯電話充電装置 ・非常用浄水(濾過)装置 ・多言語情報伝達(警報)装置
③感染症対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に必要なもの (サーマルカメラ、検温・手指消毒機器、空気清浄機、サーキュレーター、飛沫防止アクリル板等)
④デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・DX 推進(業務管理、顧客管理、予約受付、決済、チェックイン等に係るシステム導入) ・デジタルチェックイン機導入 ・デジタルキー導入 ・スマートロック導入 ・混雑状況把握システム導入(レストラン、大浴場等) ・Wi-Fi 設備導入・機能強化 ・キャッシュレス化など
⑤バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・客室・共用部のユニバーサル対応 ・スロープ設置等段差解消工事 ・車いす購入費用など
⑥外国人観光客受入強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語化(HP、パンフレット、施設内表示) ・多言語補助機器(翻訳機、タブレット)購入費用 ・トイレの洋式化
⑦その他、施設の競争力強化と魅力向上に資するもの	

【対象外経費の例】

- ・人件費、食糧費、旅費等
- ・各種サービスの月額、年額利用料、会費等
- ・不動産の購入など、施設改修以上の固定資産の取得費用等
- ・車両、船舶の購入費・修理費・検査費用等
- ・消費税その他租税公課、収入印紙代、振込手数料等
- ・通常営業の仕入に要する費用
- ・客室の改修中期間における室料補填のための経費

9. 審査結果及び交付決定

(1) 審査結果について

申請内容を審査の上、補助金を交付するのが適当と認めるときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、交付決定通知書により通知します。

(2) 交付決定について

交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、事業完了後に完了報告書の提出を受け、実績を審査した後に、補助金額を確定します。

10. 事業の実施

(1) 事業実施期間について

事業実施期間は、交付決定日から令和6年1月31日(水)までとします。

※交付決定日前に実施された事業は、補助対象になりません。

(2) 契約・物品購入等について

補助事業により選定した業者との契約締結、物品の購入等は、交付決定日後の事業実施期間内に実施してください。事業実施期間外に実施された場合、補助金を支払うことができません。

(3) 事業内容等の変更について

①交付決定後に事業内容および金額に大きな変更が生じる場合は、変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受ける必要があるのでご相談ください。

②補助対象者の名称や代表者等の情報について変更がある場合は、速やかにご連絡ください。

11. 完了報告書の提出

(1) 完了報告時に必要な書類について

事業が完了したときは、下記書類を観光おもてなし課へご提出ください。

大牟田市宿泊施設競争力強化事業費補助事業完了報告書(様式第7号)

- ・領収書の写し
- ・施設改修を行った場合の施工後写真
- ・機器購入等を行った場合の納品状況が分かる写真

(2) 上記の報告については、事業の完了日から起算して30日以内又は令和6年2月15日(木)のいずれか早い日までに必ず行ってください。

12. 補助金額の確定

完了報告において、事業の成果が交付決定内容に適合していると認めた場合、交付決定額を上限として、補助対象経費(税抜)の5分の4以内(千円未満の端数切捨て)の額を補助金額として確定します。

なお、審査の結果、請求された額と補助金の確定額が異なる場合があります。

(事業の内容が交付決定内容と異なる場合等)

13. 補助金の請求及び支払

補助金の確定額の連絡を受けたら、速やかに請求書(様式第9号)に必要な事項を記載の上、ご提出ください。

当該書類を確認後、補助金の振込手続きを行います。(補助金の支払いは請求書受領後1か月程度となります。)

14. 補助金の概算払について

補助金の支払いは、精算払い(後払い)が基本ですが、補助金を活用できなければ事業に必要な支払いが困難な場合には、交付決定後に概算払を受けることができます。概算払を希望される場合には、概算払請求書(様式第10号)を観光おもてなし課までご提出ください。請求書を受け付けてから2~3週間以内に支払いを行います。交付決定額と概算払の金額との差額は、「11」~「13」に沿って支払います。なお、事業終了後、予定していた支出額を下回り、補助金額が減額になった場合には、超える部分の補助金を返還していただく必要がありますので、概算払を受ける場合には、交付決定後の事業費の変動がないようにご注意ください。

15. 留意事項

(1) 関係書類の保存及び検査について

①補助対象者は、補助事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間(令和11年3月31日まで)保存してください。

②必要に応じて市が立入検査を行う場合があります。その際は、関係書類の開示等ご対応いただく必要があります。

(2) 事業の効果及び公表

補助事業終了後も、その効果について、市が報告を求める場合があります。その際は、ご対応いただく必要があります。

(3) 補助金の交付決定の取消し・補助金の返還

以下①~⑦のいずれか一つでも該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、定められた期日までに補助金を返還しなければいけません。

①補助事業を行う宿泊施設が市外に移転、または閉鎖したとき

② 第8条に定める補助事業実施期間までに補助事業を実施する見込みがないとき

③ 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けようとしたとき

- ④ 公序良俗に反する行為や非違行為が認められるとき
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定が不相当と市長が認めるとき
- ※上記の他、留意事項について、必ず補助金交付要綱もご覧ください。

16. 申請書の提出及び問い合わせ先

【申請書の提出先・問合せ先】

大牟田市産業経済部観光おもてなし課

電話番号：0944-41-2750(直通)

受付日時：平日8:30～17:15（土・日・祝日は受け付けておりません。）